

産業廃棄物 中間処理施設

許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者	
	本社所在地 電話番号	〒190-0033 東京都立川市
	施設の設置場所	〒186-0012 東京都国立市
	施設責任者氏名	
中間処理する産業廃棄物	廃プラスチック類・紙くず・金属くず（以上3種類）廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）（以上1種類）	
処理の方法	圧縮梱包・熔融	
処理能力	廃プラスチック類 日/163t・紙くず 日/151t・金属くず（スチール缶 日/69t）（アルミ缶 日/23t） （混合金属くず 日/97t）（以上3種類）・廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）日/0.4t（以上1種類）	
処分等のための保管最上限	廃プラスチック類 7.24m ³ 紙くず 7.24m ³ 金属くず 7.24m ³ 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）1.44m ³	
許可番号		
許可期限		
許可条件	(1) 作業時間は原則として、8時から17時までとする。(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	